

議案第16号

国民健康保険直営診療所設置条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和廿八年拾月拾六日

議決

三朝町議会議長

天

野

廉



### 国民健康保険直営診療所設置条例

第一 条 国民健康保険被保険者に対し療養の給付及び疾病の予防を行うため直営診療所を設置する

第二 条 直営診療所の名称を次の通りとする

三朝町国民健康保険直営竹田診療所

第三 条 直営診療所は三朝町大字穴鴨百六十八番地 三朝町大字本泉三百八十一番地に置く

第四 条 直営診療所に次の診療科を置く

内科 外科 歯科

第五 条 直営診療所の分所を置くことができる

第六 条 この条例に定めるもの、外必要なる事項は町長別にこれを定める

#### 附 則

1. この条例は公布の日から施行する

2. 国民健康保険直営診療所設置条例（昭和二十八年三朝町条例第十一号）は廃止する